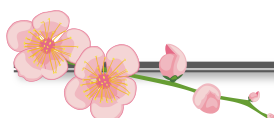


第 5 章 障害福祉計画





1 平成26年度の目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国は、平成17年度の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを目指しており、平成26年度末の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを、数値目標設定の基本指針としています。

また、県は、平成26年度末の施設入所者数において、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1.6割以上削減することを、数値目標としています。

岩沼市では、施設に入所している障害者が自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホームや一般住宅等に移行できるよう相談支援体制等の充実を図るとともに、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進するため、国・県等の補助制度等を活用しながら社会福祉法人等への支援を行い、地域生活拠点の確保に努め、地域生活への移行を推進します。

数値目標の設定においては、現在、施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、ケアホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成26年度末までの地域生活への移行者数を設定します。

なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。

(目標値)

平成17年10月1日現在の入所者33人のうち5人が、平成26年度末までに地域生活へ移行する一方、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き、6人を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	33人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	27人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	6人 (18%)	差引減少見込み数 (A)33人-(B)27人=6人
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (15%)	入所施設からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第2期計画では、国の基本指針において、平成24年度までに、精神障害者の入院患者のうち「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進めることとされ、県においては精神障害者の退院促進事業等を推進してきました。

第3期計画では、「退院可能精神障害者の減少」の目標値は定めず、「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」の入院期間等に着目した指標により、都道府県が目標値を定めることとされています。

このため、岩沼市においても、国の指針に基づき、目標値の設定は行わないものとします。

(参考)

宮城県 第3期障害福祉計画に定める平成26年度の数値目標

「入院中の精神障害者の地域生活への移行」

- 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を、平成20年6月30日調査比で7%増加
- 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況よりも20%増加

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国は、福祉施設から一般就労に移行する人を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目指しており、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本指針としています。

県においては、平成19年度に策定した工賃水準引き上げに関する「工賃倍増五か年計画」により、工賃の向上に努めており、平成26年度の数値目標を平成17年度の一般就労への移行実績の5倍とし、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大することとしています。

岩沼市では、地域自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどの関係機関との連携の強化を図り、支援ネットワークを構築



するとともに、就労先となる事業所の確保に努めるなど、一般就労への移行を支援します。また、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、庁内における業務の掘り起こしを行い、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけや、施設が受注可能な業務の紹介を行うことにより、福祉的就労の活動の活性化に努めるとともに、事業所における魅力ある商品づくりや商品の販路拡大など、工賃引上げの取り組みについて支援します。

(目標値)

第2期計画における目標値を未達成であることから、第3期計画における目標値は、第2期計画と同様の平成17年度の一般就労への移行実績の2倍とし、平成26年度において2人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	2人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数



2 各年度における障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の見込量及び見込量確保のための方策について

(1) 訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

対象者は、障害程度区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人です。

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者は、障害程度区分が区分3以上で、障害程度区分の調査項目のうち行動関連項目の合計点数が8点以上の人です。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。対象者は、障害程度区分が区分6の人のうち、意思疎通が困難な人です。

訪問系サービスの5つのサービスを一体として目標設定します。平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障害者数や障害者等の利用意向等を勘案して設定しています。



区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
利 用 量 (時間/月)	5 8 9	6 2 3	6 2 5	6 8 0	6 9 7	7 1 4
実利用人数 (人/月)	3 0	3 5	3 8	4 0	4 1	4 2

(訪問系サービス見込量確保のための方策)

訪問系サービスは、充足しているものの需要は年々増加傾向にあります。障害者の利用の動向を踏まえながら、必要な訪問系サービスの提供に努めます。また精神障害のある人へ必要なサービスにつなげていくための支援体制の構築を進めます。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする人で、障害程度区分が区分 3（50 歳以上の場合は、区分 2）以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は、障害程度区分 4（50 歳以上の場合は、区分 3）以上の人が対象となります。

平成 2 2 年度までは実績はありませんが、平成 2 3 年度には一部の旧法施設の新体系への移行により、1 か月あたり 6 人の利用実績見込となります。平成 2 4 年度からは新体系への完全移行をもとに、数値目標を設定します。

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	1 3 2	7 4 8	7 4 8	7 7 0
実利用人数 (人/月)	0	0	6	3 4	3 4	3 5

■自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者に対して、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。



機能訓練は第2期期間の利用実績等を勘案し、平成26年度に1か月あたり1人の利用を見込みます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 量 (人日/月)	10	0	0	0	0	22
実利用人数 (人/月)	1	0	0	0	0	1

■ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、知的障害者や精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

なお、生活訓練は、訓練の実施とあわせ、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡、調整により地域生活への移行を目指すサービスであることから、入所施設や病院からの退所又は退院者等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のため、供給量の確保に努めます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 量 (人日/月)	114	84	88	186	278	342
実利用人数 (人/月)	6	4	4	9	14	18

■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。平成24年度から市内1事業所でサービスが提供されることから、平成26年度に1か月あたり8人の利用を見込みます。



区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
利 用 量 (人日/月)	3 6	5 9	9 0	1 2 6	1 4 4	1 4 4
実利用人数 (人/月)	3	3	5	7	8	8

■就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて働く場が提供され、就労に必要な知識や能力の向上を図ることで、一般就労に向けた支援が提供されます。B型は、雇用契約は結ばずに、働く場が提供されます。

A型については、事業所が少なく、大幅な増加は見込めないことから、平成 2 6 年度に 1 か月あたり 2 人の利用を見込みます。

B型については、利用は年々増加傾向にあり、平成 2 2 年度までの利用実績及び平成 2 3 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。また、市内の旧知的障害者通所授産施設が新体系への移行によりB型のサービスを提供することから、平成 2 6 年度に 1 か月あたり 8 1 人の利用を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

(A型)

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
利 用 量 (人日/月)	2 1	1 9	1 8	1 8	3 6	3 6
実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	2	2

(B型)

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
利 用 量 (人日/月)	1 9 1	2 7 6	4 6 0	1, 4 1 8	1, 5 1 4	1, 6 0 8
実利用人数 (人/月)	1 1	1 6	2 3	7 1	7 6	8 1



■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

病院等による長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害程度区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害程度区分が区分5以上の人を対象としています。

療養介護は、対象者が限られることから平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込により見込量を設定します。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	3	3	3	8	8	8

■児童デイサービス

障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

平成22年度に市内2か所、平成23年度に市内1個所の児童デイサービス事業所が設置されたことにより、計画見込量を大幅に上回る利用実績（平成23年度は実績見込）となっています。

障害児支援の強化を図るための見直しにおいて、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正法が施行され、障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」または「放課後デイサービス」として実施されることとなります。

このため、第3期計画においては、見込量の設定を行わないこととします。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 量 (人日/月)	3	161	310	—	—	—
実利用人数 (人/月)	1	16	31	—	—	—



■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込により見込量を設定します。需要は年々増加傾向にあり、平成26年度には1か月あたり14人の利用を見込みます。

なお、緊急時の受け入れ体制の整備が求められていることや、施設や病院からの地域移行等にもなう需要が見込まれるため、短期入所施設の供給量の確保に努めます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 量 (人日/月)	46	43	48	60	72	84
実利用人数 (人/月)	6	7	8	10	12	14

(日中活動系サービス見込量確保のための方策)

日中活動系サービスの需要は、年々増加傾向にあります。就労継続支援では、施設の新体系への移行により利用時間、人数ともに伸びていますが、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供されるA型については、事業者が少ないことから圏域での整備について県との調整、関係機関等への働きかけを行い供給量の確保に努めます。

なお、短期入所は、供給量に充足が見られるものの、潜在的な需要として、介護者が病気等になったとなど、緊急時の受け入れ体制の整備が求められています。緊急時の利用や医療援助が可能な施設利用の求めに応じるため、事業所及び関係機関と連携を図り提供体制の確保に努めます。また、施設や病院からの地域移行等にもなう需要が見込まれることから、利用意向を的確に把握した供給量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
知的障害者や精神障害者が主な利用対象になります。



■共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
障害程度区分が区分2以上の知的障害者や精神障害者が主な利用対象になります。

障害者福祉についての意識調査でも、ケアホーム・グループホーム等の充実を望む意見があることや施設や病院等からの地域生活への移行者を勘案し、平成23年度の利用実績見込の数値をもとに、平成26年度に1か月あたり52人の利用を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

区 分	第2期利用実績 (平成22年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	23	24	31	35	42	52

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者は、障害程度区分4(50歳以上の場合は、区分3)以上の人です。

平成22年度までは実績はありませんが、平成23年度には、旧法施設の新体系への移行により、1か月あたり5人の利用実績見込となっています。平成24年度には、1か月あたり29人の利用を見込みます。平成26年度には、地域生活への移行者を勘案し、1か月あたり27人の利用を見込みます。(児童福祉法により、18歳以上の入所者について障害自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。)

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	0	0	5	29	28	27

(居住系サービス見込量確保のための方策)

居住系サービスは、地域生活の移行、地域生活の継続に必要な住まいの場であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム・ケアホームについては、平成26年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機



関等へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人等へ国、県の補助制度等を活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援を行います。

また、「トレーニングホームたてした」を利用した自立生活体験事業等を活用し、障害者が地域で自立した生活がおくれるよう総合的な支援体制の構築を進めます。

(4) 相談支援サービス

■ 指定相談支援（サービス利用計画作成）

自ら福祉サービスの利用に関する調整ができない人を対象に、サービス利用計画書の作成などの支援を指定相談支援事業所が行います。相談支援専門員が、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して利用者等に面接を行い、サービス利用計画の内容等について継続的な支援を行います。（平成24年度からは、相談支援の充実により「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」のサービスに移行します。）

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	5	6	10	—	—	—

■ 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援等を利用するすべての障害者に対し、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

利用者数を勘案し、3年間で計画的にすべての対象者に実施できるように見込みます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	—	—	—	21	28	35



■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

施設入所者の地域移行見込数及び精神障害者の地域移行の実績をもとに利用者数を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	—	—	—	3	5	7

■地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

単身の障害者や家庭の状況により同居している家族による支援を受けられない障害者の地域移行者数を勘案し、平成26年度に1か月あたり8人の利用を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/月)	—	—	—	3	6	8

(相談支援サービス見込量確保のための方策)

制度改正により相談支援に係る対象者が拡大されることから、相談支援の提供体制の整備が必要となります。相談支援事業者との連携を強化するとともに、新規事業者へ事業実施が円滑に行えるよう支援を行い、提供体制の整備に努めます。

また、質の高いサービスが提供されるよう相談支援事業者へ研修、講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行い支援します。



3 各年度における地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策について

(1) 相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

平成23年度までは、相談支援事業所「ぱれっとさとのもり」に委託し事業を実施しています。平成24年度以降は、相談支援の充実等についての見直しのための制度改正により、サービス等利用計画の対象者が大幅に拡大されることなどから、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要です。平成24年度以降は、制度の改正により相談支援事業所の増加が見込まれることから、きめ細かな相談体制づくりを推進し、平成26年度は3か所として見込量を設定します。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1	1	1	1	2	3

(その他の相談支援事業)

地域の相談支援の拠点として、新たに制度上位置づけられた基幹相談支援センターの設置については、相談支援事業所の整備状況を踏まえて検討します。平成26年度までの設置の有無については「無」とします。

市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業は、事業実施のための体制整備等が進まず未実施の状況です。平成26年度までの事業実施の有無については「無」としますが、事業実施の体制整備等について引き続き検討します。

■地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、保健医療関係者・福祉関係者・就労支援関係者で構成する地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築並びに雇用等の課題について、協議等を行っています。

地域自立支援協議会については、今後も法改正の動向を見定め、協議会のあり方等



を検討し、地域の実情に応じた機能を備えた活動に取り組みます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

■成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。なお、成年後見制度利用支援事業は、平成24年度から地域生活支援事業において市町村の必須事業となります。

平成22年度の利用実績及び平成23年度の利用実績見込みにより見込量を設定します。利用拡大につながるよう制度の周知を図り、平成26年度には4人を見込みます。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	0	1	2	2	3	4

(相談支援事業見込量確保のための方策)

市民一人ひとりが、その人の実情にあった的確な情報の提供や相談を身近なところで気軽に受けられるよう、相談支援事業所と協議を行いながら進めています。今後もこの体制を維持していくとともに、関係事業者等のネットワークの構築を図り連携体制強化と障害者の就労支援体制の充実に努めます。

平成24年度以降は、障害者自立支援法改正後の相談支援体系に基づき、地域の実情に配慮したきめ細かな相談体制づくりを推進します。相談支援事業所の増加の見込に対しては、相談支援の質の確保を図るとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要な基幹相談支援センターの設置について検討します。

また、障害のある人の財産管理、福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度など各種制度の周知と利用促進を図ります。障害者虐待の防止に向けた地域の関係機関との連携協力体制を構築します。

なお、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談を行う障害者虐待防止センター機能を設け、虐待防止に関する取組みの充実に努めます。



(2) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者の設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
実利用人数 (人/年)	1 0	1 3	1 2	1 3	1 4	1 5
手話通訳者 実設置者数	0	1	1	1	1	1

(見込量確保のための方策)

市受付窓口への手話通訳者の設置を引き続き行います。

手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣需要は、増加傾向が見込まれることから、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供が受けられるよう事業の充実に努めます。

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。

平成 2 3 年 1 0 月から自立支援給付として「同行援護」サービスが創設され、移動支援利用者の一部が同サービスに移行することを勘案し、見込量を設定します。

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
延利用時間	7 6 1	6 6 1	7 2 0	6 0 0	6 2 0	6 4 0
実利用人数 (人/年)	1 5	1 6	1 5	1 0	1 1	1 2

(見込量確保のための方策)

障害者が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、



利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保と事業の充実に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

重度障害児者に対し、日常生活上の便宜を図るため、(1)介護・訓練支援用具、(2)自立生活支援用具、(3)在宅療養等支援用具、(4)情報・意思疎通支援用具、(5)排泄管理支援用具、(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

日常生活用具給付事業で扱う用具は、多種多様であり、耐用年数等の関係から種目ごとの実績にはばらつきがありますが、平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用件数 (件/年)	463	497	519	525	535	550
内 訳						
介護・訓練 支援用具	1	5	8	5	5	6
自立生活支援 用具	3	5	9	6	6	6
在宅療養等 支援用具	3	8	5	8	8	10
情報・意思 疎通支援用具	2	1	14	3	3	5
排泄管理 支援用具	450	475	480	500	510	520
住宅改修	4	3	3	3	3	3

(見込量確保のための方策)

在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知に努め、障害特性、必要性等に応じた的確に給付できるよう、事業の充実に努めます。



(5) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

事業実施箇所は、市内、市外とも各1箇所です。平成22年度までの利用実績及び平成23年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。平成23年度の利用実績見込は、震災等の影響もあり大幅な減となっています。平成24年度以降は、引き続き日中活動の場としての利用の需要が見込まれるため平成26年度には市内分で26人の見込量を設定します。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数 (下段他市 町村分)	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1
実利用人数 (人/年)	19	26	21	23	24	26
	3	1	3	2	2	2

※ 下段に記載しているものは、他市町村分です。

(見込量確保のための方策)

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。



(6) 岩沼市独自事業（その他の事業）

① 訪問入浴サービス事業

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	2	3	4	4	5	5
実施箇所数	2	2	3	4	5	5

(見込量確保のための方策)

今後とも現行サービスに努めるとともに、利用者の増加に適切に対応できるよう、提供事業所の確保を図ります。

② 更生訓練事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

(見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。



③ 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで、一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

実施箇所数は、現在1箇所です。新たな職親登録者の確保が必要です。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	1	1	1	1	2	2
実施箇所数	1	1	1	1	2	2

(見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながら、職親制度の周知を図り、職親登録者の確保に努めます。

④ 自動車運転免許取得費助成事業並びに身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車改造するための費用の一部を助成します。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	2	2	3	4	5	5

(見込量確保のための方策)

今後とも制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。



⑤ 日中一時支援事業

障害者に一時的な日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図ります。

利用者は、平成22年度に市内2か所、平成23年度に市内1個所の児童デイサービス事業所が設置されたことから、利用人数は減少傾向にあります。学校などの長期休みの期間における利用時間数は大幅に減少しています。この減少傾向を踏まえ、平成24年度からは、利用時間に加え、実利用人数も大幅な減少となるとの見込みをもって設定します。

区 分	第2期利用実績 (平成23年度については実績見込)			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人/年)	32	30	28	21	21	23
実施箇所数	4	4	4	4	4	4

(見込量確保のための方策)

サービス利用形態の動向を見極め、利用者のニーズを把握しながら、サービス供給量の確保に努めます。

⑥ 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

■福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する人等に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

■障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する人等に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

これまで、障害者自動車等燃料費助成事業については、毎年度大幅に増加し、財政的負担により事業の継続が懸念され、福祉タクシー利用助成事業とともに助成内容等の検討が課題となっていました。本助成事業は、心身に重度の障害のある者等の社会参加を促進し福祉の向上を図るものであり、事業の継続が求められることから、平成24年度からは、障害者自動車等燃料費助成事業の助成内容を見直し、事業の維持に努めます。



見込量の設定は、この助成内容の見直しを踏まえ行います。

(福祉タクシー利用助成事業)

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
実利用人数 (人/年)	3 0 9	3 0 5	3 6 5	4 0 0	4 2 0	4 4 0
実施箇所数	1 3	1 3	1 3	1 3	1 5	1 5

(障害者自動車燃料費助成事業)

区 分	第 2 期利用実績 (平成 2 3 年度については実績見込)			第 3 期見込量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
実利用人数 (人/年)	5 8 8	6 2 2	7 6 0	6 2 0	6 4 0	6 6 0
実施箇所数	5	4	5	3	3	3

(見込量確保のための方策)

福祉タクシー利用助成事業、障害者自動車等燃料費助成事業については、助成対象者、助成内容等の検討を行い、心身に重度の障害のある者等の社会参加の促進が図られるよう、事業の維持に努めます。